

経済産業省

平成17・03・09原院第3号

平成17年3月23日

別記 殿

経済産業省原子力安全・保安院長

電気工事士免状交付事務の委託について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別紙（NISA-236c-05-2）のとおり定めました。

つきましては、貴都道府県に対しても、別紙の内容についてお知らせいたします。

別記

北海道知事	青森県知事	岩手県知事	宮城県知事
秋田県知事	山形県知事	福島県知事	新潟県知事
茨城県知事	栃木県知事	群馬県知事	埼玉県知事
千葉県知事	東京都知事	神奈川県知事	山梨県知事
静岡県知事	愛知県知事	三重県知事	長野県知事
岐阜県知事	福井県知事	富山県知事	石川県知事
滋賀県知事	京都府知事	大阪府知事	兵庫県知事
奈良県知事	和歌山県知事	鳥取県知事	島根県知事
岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事
香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	福岡県知事
佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事	大分県知事
宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事	

電気工事士免状交付事務の委託について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-236c-05-2

原子力安全・保安院は、電気工事士法（昭和35年法律第139号。以下「法」という。）に規定する電気工事士免状（以下単に「免状」という。）に関する事務の委託について、都道府県知事に対し、当該事務の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のとおり通知することとする。

記

1．免状交付事務の委託について

都道府県知事は、免状に関する事務のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「免状交付事務」という。）を、当該事務の内容と利害関係を有さないことその他当該事務を適正に行うために必要な能力を有すると都道府県知事が認める法人に委託することができる。

（1）免状の返納に係る事務

（2）法第4条第5項の規定による免状の交付の拒否に係る事務

2．委託の方法について

免状交付事務の委託をする場合にあっては、委託契約は次に掲げる内容を含むことが望ましい。

(1)委託に係る免状交付事務の内容に関する事項

(2)委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密に係る守秘義務に関する事項

(3)委託に係る免状交付事務において取り扱う個人情報の保護に関する事項

(4)委託に係る免状交付事務を処理する場所及び方法に関する事項

(5)委託契約の期間及びその解除に関する事項

(6)委託契約の金額

(7)委託契約の代金の支払の時期及び方法

(8)免状交付事務を受託する法人による当該事務の執行状況に係る都道府県知事への報告に関する事項

3．その他

免状交付事務の委託をしたときは、次に掲げる事項を当院電力安全課長あて報告していただきたい。

(1)委託を受けた法人の名称及び住所

(2)委託に係る免状交付事務の内容

(3)委託契約の期間